

岩手県ナラ枯れ防除事業等標準仕様書

(平成23年9月2日 森整第410号)

(一部改正 平成28年5月20日 森整第157号)

(一部改正 平成30年3月13日 森整第847号)

(一部改正 令和2年4月14日 森整第73号)

(一部改正 令和6年3月19日 森整第823号)

(趣旨)

第1条 この仕様書は、ナラ枯れ（カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によるナラ類等ブナ科の樹木が集团的に枯死する伝染病をいう。）駆除事業及び防除事業を実施する際の一般的な仕様書であり、特別な指示を行う場合を除き、この仕様書に基づき作業を行うものとする。

(事前打合せ)

第2条 受注者は、発注者と打合せし、具体的な作業方法を十分理解した上で作業を実施するものとする。

(焼却及び破碎)

第3条 焼却及び破碎は、次によるものとする。

(1) 焼却

- ア 被害木は伐倒し、直径10センチメートル以上の幹や枝条について、林外へ搬出の上、焼却する。
- イ 焼却に当たっては、市町村の火災予防条例等関係法規を遵守し、関係機関との連絡を密にするとともに必要な防火措置を行う。
- ウ 伐根は地際から10センチメートル以下とし、薬剤くん蒸処理する。伐根は、薬剤が浸透しやすいよう表面にチェーンソーなどで深さ4センチメートル程度の刻みを30センチメートル間隔で入れる。
- エ 薬剤くん蒸処理はカシノナガキクイムシ又は松くい虫駆除用のくん蒸用シートを使用し被覆して、裾押えは、原則として厚さ10センチメートル以上の覆土により隙間無く密閉し、ガス漏れがないようにする。
- オ 使用する薬剤は、農薬登録されたカーバム剤又はカーバムナトリウム塩液剤を使用するものとし、カーバム剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液1リットル以上、カーバムナトリウム塩液剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液0.75リットル以上を使用する。
- カ くん蒸の期間は、14日間以上とする。
- キ くん蒸中は、伐根にその旨を表示するなど、第三者に対し注意を促すものとする。

(2) 破碎

- ア ナラ枯れ被害木の破碎は、以下の要件を満たす工場（以下「破碎工場」という。）で行うものとする。
 - (ア) ナラ枯れ被害地域又は隣接地域に所在すること。
 - (イ) 被害木を他の木材と分別して保管ができる場所を有していること。
 - (ウ) 被害木の厚さが10ミリメートル以下となるよう破碎された木片を生産する工場であること。

- イ 受託者は、破砕工場と別紙様式に基づく協定を締結する。
- ウ 受託者は、被害木を破砕工場が指定する規格に造材し、速やかに破砕工場に搬入する。
- エ 被害木を破砕工場に搬入したとき、受託者は、ナラ枯れ被害木搬入記録票（様式第1号）を提出し、破砕工場が搬入数量を確認した半券を受領する。
- オ 伐根は地際から10センチメートル以下とし、薬剤くん蒸処理する。伐根は、薬剤が浸透しやすいよう表面にチェーンソーなどで深さ4センチメートル程度の刻みを30センチメートル間隔で入れる。
- カ 薬剤くん蒸処理はカシノナガキクイムシ又は松くい虫駆除用のくん蒸用シートを使用し被覆して、裾押えは、原則として厚さ10センチメートル以上の覆土により隙間無く密閉し、ガス漏れがないようにする。
- キ 使用する薬剤は、農薬登録されたカーバム剤又はカーバムナトリウム塩液剤を使用するものとし、カーバム剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液1リットル以上、カーバムナトリウム塩液剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液0.75リットル以上を使用する。

（くん蒸）

第4条 くん蒸は、次によるものとする。

(1) 伐倒くん蒸

- ア 被害木は伐倒し、集積しやすいよう1メートル程度に玉切る。
- イ 処理する被害木は、伐根及び直径10センチメートル以上の幹や枝条の全てとする。
- ウ 処理する幹や枝条は、薬剤が浸透しやすいよう末口径20センチメートル以上は丸太の片側に、末口径30センチメートル以上は丸太の両側に、チェーンソーなどで深さ4センチメートル程度の刻みを30センチメートル間隔で入れる。
また、伐根は地際から10センチメートル以下とし、表面にチェーンソーなどで深さ4センチメートル程度の刻みを30センチメートル間隔で入れる。
- エ 集積する場所は、薬剤のガス化効率を十分に確保するため、できるだけ日光の当たる場所を選ぶ。
- オ やむを得ず傾斜地に集積する場合、はい積が崩れないよう杭を打ってから、集積する。
- カ 被覆はカシノナガキクイムシ又は松くい虫駆除用のくん蒸用シートを使用し、裾押えは、原則として厚さ10センチメートル以上の覆土により隙間無く密閉し、ガス漏れが無いようにする。
- キ くん蒸中はシートが被覆した枝条等により破れることがないように注意する。
- ク シートが破れた場合は、粘着テープ等で必ず塞ぐ。
- ケ 使用する薬剤は、農薬登録されたカーバム剤又はカーバムナトリウム塩液剤を使用するものとし、カーバム剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液1リットル以上、カーバムナトリウム塩液剤においては、くん蒸材積1立方メートルあたり原液0.75リットル以上を使用する。
- コ くん蒸の期間は、14日間以上とする。
- サ くん蒸中は、はい積にその旨を表示するなど、第三者に対し注意を促す。

(2) 立木くん蒸

- ア 被害木は立木のまま、ドリルで幹の表面に、地際から50センチメートルの高さまでは

10センチメートル間隔の千鳥格子状に、50センチメートルから150センチメートルまでの高さまでは20センチメートル間隔の千鳥格子状に薬剤注入孔を開ける。

イ 薬剤注入孔は下向き斜め45度で、使用する薬剤別の径と深さとする。

ウ 使用する薬剤は、農薬登録されたカーバム剤又はカーバムナトリウム塩液剤を原液のまま使用し、薬剤注入孔を満たすまで注入する。

(誘引捕殺)

第5条 誘引捕殺は、次によるものとする。

(1)おとり木トラップ法

ア 実施地は、ナラ枯れ被害がヘクタール当たり10本程度までの微害な地域や周辺の被害状況から今後被害発生の予測される地域とし、コナラやミズナラを主とした林分0.1ヘクタールを1施行単位とする。

イ 処理時期は、殺菌剤注入は開葉期からカシノナガキクイムシ発生の2～3週前、ドリル穿孔はカシノナガキクイムシ初発の1～2週前、集合フェロモン剤はカシノナガキクイムシ初発の1週前をめぐり行う。

ウ おとり木は、比較的胸高直径が大きく、疎開した位置の健全なナラ（ミズナラとコナラの混交林では、コナラとする）4本とする。

エ おとり木には、殺菌剤注入処理およびドリル穿孔処理（カイロモン発生）をし、合成集合フェロモン剤を1組装着する。それ以外のナラ立木は、殺菌剤注入処理のみをした非おとり木とする。

オ 殺菌剤注入処理は、ドリルで幹の表面に、地際から30センチメートルの高さの間に、周囲長方向に等間隔（約14センチメートル間隔）で概ね45度下方に深さ40ミリメートル、径5ミリメートルの薬剤注入孔を開け注入する。

カ ドリル穿孔処理は、地際から1.3メートルを上端として環状に10センチメートル間隔で3列穿孔する。

(2)おとり丸太トラップ法

ア 実施地は、ナラ枯れ被害がヘクタール当たり10本程度以上の地域とする。

イ おとり丸太は、6月上旬から6月下旬の間に設置する。

ウ 使用する材は、健全なコナラ、ミズナラ等の立木（かつての穿入生存木の利用も可能）から採取した末口径12センチメートル以上、長さ1～2メートルの外皮が剥がれていない丸太を使用する。なお、あらかじめ伐採された丸太を使用する場合は、1ヶ月以内に伐採されたものとする。

エ 1集積は、20立法メートルを目安とし、高さ1～2メートルの範囲内で倒壊しないようにはい積みする。

オ おとり丸太の設置にあたっては、乾燥を防ぐため、午後に直射日光が当たるような場所は避けるとともに、遮光率75%以上の遮光ネットで被覆し、乾燥防止に努めるものとする。

カ 1集積あたり合成集合フェロモン剤1組をおとり丸太の木口に設置する。

キ おとり丸太で採取したカシノナガキクイムシについては、翌年の5月までに焼却処理又は破碎処理を行うものとし、これによりがたい場合は、薬剤によるくん蒸処理を必ず行うものとする。

(殺虫剤の散布)

第6条 殺虫剤の散布は、次によるものとする。

- (1) 実施地は、ナラ枯れ被害がヘクタール当たり10本程度までの微害な地域や周辺の被害状況から今後被害発生の予測される地域のコナラやミズナラを主とした林分とする。
- (2) 殺虫剤の散布は、6月中旬から7月初旬までに行う。
- (3) 殺虫剤は、ナラの立木の地際から高さ2メートルの範囲に、1平方メートル当たり500ミリリットルを散布する。

(使用薬剤)

第7条 受注者は、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、薬剤の安全な管理・使用に努めるものとする。

(薬剤及び資材受払簿の整備)

第8条 受注者は、薬剤、資材の購入及び使用に係る、受払簿(様式第2号)及び証拠書類を整備し、発注者に提出するものとする。

(写真の整備)

第9条 受託者は、事業実施に関する写真を整備し、発注者に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この標準仕様書の定めのないものについては、発注者と協議の上定めるものとする。

附 則

この仕様書は、平成23年度事業から適用する。

附 則

この仕様書は、平成28年5月20日から適用する。

附 則

この仕様書は、平成29年度事業から適用する。

附 則

この仕様書は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この仕様書は、令和6年度事業から適用する。

納入者保管用

ナラ枯れ被害木搬入記録票

①納入者	
②処理工場	
③事業名	
④施行地	
⑤搬入日	
⑥搬入数量 (t 又は m ³)	

※ ③から⑤については被害木の納入者が、⑥については破砕工場が記入のうえ、両者半券を保管のこと

キ リ ト リ

処理工場保管用

ナラ枯れ被害木搬入記録票

①納入者	
②処理工場	
③事業名	
④施行地	
⑤搬入日	
⑥搬入数量 (t 又は m ³)	

※ ③から⑤については被害木の納入者が、⑥については破砕工場が記入のうえ、両者半券を保管のこと

様式第2号

年度森林病虫害等防除事業にかかる薬剤・資材等受払簿

薬剤又は資材名 ()
単位(規格):

購 入				使 用						差引
年月日	数量	購入先	累計(A)	年月日	駆除病虫害名	数量	使用先	使用施行地	累計(B)	(A)-(B)

注1 本受払簿は、薬剤又は資材毎に作成する。

2 購入伝票の写しを添付する。

(別紙様式)

ナラ枯れ被害木の破砕処理に関する協定書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、岩手県ナラ枯れ防除事業等標準仕様書に基づくナラ枯れ被害木の破砕処理について、下記のとおり協定を締結する。

記

第1条 甲が搬入した被害木を、乙は他の木材に混入しないよう分別管理するものとする。

第2条 乙はナラ枯れ被害木は残らず確実に破砕処理を行うものとする。

第3条 乙は破砕処理を6月20日までに完了するものとする。

第4条 乙は森林病虫害等駆除事業の秋駆除として秋から冬に搬入されたナラ枯れ被害木は3月15日までに、春駆除として春に搬入された被害木は6月20日までに処理を完了するものとする。

第5条 乙は森林病虫害等駆除事業による破砕処理が完了したときは、甲に対し、破砕等処理完了報告書（別記様式）を発行するものとする。

第6条 乙は森林病虫害等駆除事業等に係る関係法令等を遵守するものとする。

第7条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする

この協定書を証するため協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

住所

氏名

乙

住所

氏名

別記様式

年 月 日

納入者 様

(破碎工場)

住所

氏名

破碎処理完了報告書

破碎処理を下記のとおり実施したので報告します。

記

処理内容

No	事業名	施行地 (箇所名)	搬入年月日	搬入数量 (t 又はm ³)	破碎処理日	備考

※「事業名」と「施行地」は納入者より報告を受けて記載のこと。

※本報告は納入者別に作成し報告のこと。

※備考にはチップの搬出先を記載のこと。